

装技振第29号  
27.10.1  
装官総第5085号  
一部改正 令和2年3月31日

長官官房各装備官  
長官官房各装備開発官  
長官官房艦船設計官 殿  
装備政策部長  
技術戦略部長  
施設等機関の長

防衛装備庁長官  
(公印省略)

防衛装備庁における研究開発報告の刊行等について (通達)

標記について、別紙のとおり定めたので通達する。

添付書類：別紙

防衛装備庁における研究開発報告の刊行等について

(目的)

第1条 この通達は、研究開発報告に関する訓令（平成27年防衛装備庁訓令第14号）第9条の規定に基づき、研究開発報告の編集、刊行、整理及び保管について定めることを目的とする。

(技報の刊行)

第2条 研究開発報告のうち、防衛省内外の研究機関等に積極的に公表して差し支えないと認められる技術管理報告を、防衛装備庁技報（以下「技報」という。）として刊行するものとする。

(技報の刊行形式)

第3条 技報の刊行は、原則として単行形式によるものとする。

(研究開発要録の編集)

第4条 技術戦略部長は、防衛装備庁長官の進達の終了した研究開発報告を研究開発要録として編集するものとする。

(研究開発報告の整理及び保管)

第5条 研究開発報告（技報として刊行されたものを除く。）、技報及び研究開発要録の整理及び保管は、技術戦略部技術振興官において行うものとする。

2 研究開発報告のうちの技術管理報告については、技術戦略部技術振興官において複製し、配布するものとする。

(委任規定)

第6条 この通達に定めるもののほか、研究開発報告の編集、刊行、整理及び保管の実施について必要な事項は、技術戦略部長が定めるものとする。